

白川町内保育園、小・中学校
教職員様、保護者様

白川町教育委員会

中学校の部活動・子どものスポーツ活動について (一部変更)

新規陽性者は減少傾向にありますが、依然として医療関係等は厳しい状況が続いています。また、県内全市町村で時短営業、岐阜市「緊急事態宣言」、外国人県民感染防止強化対策、さらに6月5日から八百津町が県の「まん延防止等重点措置」に追加など、もはやまん延防止の指定区域であるかどうかの境界はなくなってきているように思われます。

さて、標記のことについて、5月28日に白川町教育委員会からお知らせをしていますが、このたび、下記の2点を中心に見直し、方針を改めました。

- ・まん延防止等重点措置の区域だけに特定をしないように変更
- ・子どものスポーツ活動の公式戦について変更

ただし、中学校の部活動について、表記は変わっていますが内容は変更していません。

これまで以上に感染防止対策を徹底し、一日も早く収束するようにご理解とご協力をお願いします。

スポーツ活動（6/20まで、事情により期間や内容は変更する場合があります）

(1) 中学校の部活動

① 平日の活動時間は、4日かつ2時間以内(スポーツリンクを含む)とする。

土曜・日曜の活動時間は、生徒の負担に配慮し、部活動またはスポーツリンクどちらかで1日かつ3時間以内とする。

② 他校との合同練習・練習試合は実施しない。

③ 公式戦の参加については、県内で実施されるものに限りに、学校と町教育委員会で協議し、慎重に判断する。その際、学校は主催者側の感染防止対策、参加者側の感染防止対策（健康観察、マスク着用、消毒の物品、往復の手段、食事、トイレ休憩、入場者の制限など）について、所定の様式に記入したものを町教育委員会に提出する。

(2) 子ども（小学生・中学生）のスポーツ活動（スポ少、スポーツクラブ）

① 健康観察、手指消毒、マスクの着用、使用後の施設の消毒や清掃等を徹底する。

② 平日の活動時間は午後8時までとする。

土曜・日曜の活動時間は、上記(1)①中学校部活動の活動時間と矛盾がないようにする。

③ 合同練習は自粛を検討する。

④ 公式戦の参加については、上記(1)③の「学校」を「団体の代表者」に読み替えて実施する。届け出様式はスポーツリンク白川事務局、または教育委員会生涯学習係にお問い合わせください。(いずれも Tel. 72-2317)